

旭川市社会福祉審議会会議内容報告書
〔 令和6年度第2回 民生委員審査専門分科会 〕

開催日時 令和6年12月2日（月）
午後6時30分から午後7時25分まで
開催場所 旭川市総合庁舎7階 会議室7B

会議の名称	令和6年度第2回 旭川市社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会
出席者 委員（5名）	浅野 正一委員，石塚 英俱委員，石前 聖香委員 戸嶋 千里委員，谷地元 悦子委員（50音順）
事務局（4名）	鈴木福祉保険部次長，尾藤福祉保険課主幹 谷口地域福祉係主査，鷲塚地域福祉係主査
傍聴者数等	0名
議題	（1）旭川市民生委員の定数を定める条例の改正について （2）旭川市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針について
会 議 内 容	
1 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門分科会長による開会の挨拶の後，本日の出席者の確認が行われた。全ての委員が出席しており，会議の定足数である過半数に達していることについて，専門分科会長から報告があった。 ● 本日の会議記録の確認委員について，専門分科会長がC委員を指名した。
2 議 題 （1） 旭川市民生委員の 定数を定める条例 の改正について	<p>事務局（地域福祉係主査）から，資料1-1～1-3について説明を行った。</p> <p>委員から質疑等はなく，資料1-3の内容に基づき，今後条例の一部改正に係る手続きを進めることについて会議の承認を得た。</p>
（2） 旭川市社会福祉審 議会民生委員審査 専門分科会審査方 針について	<p>事務局（地域福祉係主査）から，資料2-1～2-3について説明を行った。委員からの意見等については次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● A委員 これまでと要件が変わらないということは，説明のあった現状を踏まえると適当であると考えます。 ● B委員 <特別要件（年齢要件）について> 民生委員側としては，年齢が若いうちから委員になってもらい，順繰り円滑な代替わりが行われ，多くの人に活動に携わってほしいという思いがある。実際に働き世代で委員活動をしている方もいるが，仕事との

両立はなかなか厳しいというような声を耳にすることもある。

今、市の取組として委員活動のICT化が進められており、事務的な負担が軽減されるとともに、住民からの相談や地域での活動に必要な知識・経験を補う機能が充実していくことで、例えば仕事しながら…など空いている時間を有効活用して、民生委員として活躍する土台が築かれつつあるが、まだ道半ばの状況と言える。

年齢要件のさらなる引き上げについては、委員活動の停滞・不活発化につながることを懸念している。一方で、担い手不足に加え団塊の世代の委員の大量退任が見込まれている背景も見過ごせない状況となっている。

これらの背景等を受け、今後もICT化その他の取組による委員活動の環境変化に応じ、それに見合った要件について引き続き検討するとした上で、現状においては、民生委員側として、このままの要件を維持することが望ましいと考えている。

<一般要件について>

これまでも、地域から推薦され最終的に民生委員の委嘱を受けた方は、基本的に責任感をもって活動に当たってくれており、資料2-2にある3つの要件をはじめ、各要件を総合的に判断して委員の適否を判断するという形で支障はないものと思われる。

<民生委員が活動しやすい環境について>

定年延長という社会全体の動きも含め、仕事をしながら民生委員として活動するという視点は非常に重要であると考えます。このことから、民生委員自体の周知に加え、従業員が委員として活動しやすいよう、各事業者特に官公庁における服務規程等の柔軟な運用について期待される。

● C委員

委員の年齢構成の状況や年齢要件に関する考え方は、保護司と共通する部分が非常に多い。十分な活動の担保や担い手不足と年齢要件の兼ね合いは非常に難しい問題であると捉えている。

また、委員自身が高齢であると、相談対応や見守り等のために地域の個人宅を訪れることについて負担が大きいというようなケースが、往々にしてあるのではないかと推測される。

● D委員

先程、浅野委員から話のあった民生委員活動のICT化について、全ての委員にタブレットが配付されている現状にあるのか。

● 事務局（地域福祉係主査）

ICT化に向け一部の委員にタブレットを配付しているが、市としては、民生委員児童委員に日常的に利用いただくためのシステムの開発を目指しているところである。現在は、システムの開発とタブレットを配

付している方など有志の委員にそのシステムを試用してもらうということを繰り返している状況である。

これまでにシステムを利用した方の感想としては「自分には難しい」という声から「慣れるにつれ利便性を実感できた」という声まで様々なご意見を頂戴しているところであり、それらを踏まえ、今後より多くの委員にとって使いやすい・見やすいシステムとなるよう取組を進めていきたいと考えている。

- E委員

定年延長も含め、仕事に就いている方が増えていることを考えると、時間的な余裕のある人だけが委員を担うということではなく、負担軽減等を図り担い手の裾野を広く捉える必要があると思う。

例えば、先程事務局から話のあったシステム等を活用することにより「この内容であればどの窓口に行ったら良いか」とか「この窓口ではこのようなことに対応してもらえるかもしれない」ということが明瞭になることで、委員活動の効率化が図られるものとする。

委員に寄せられる相談内容は多岐にわたるものと想像できるが、「この相談機関に行ってみたらいいのでは」というおおまかな道筋について回答することができれば、ひとまず安心する相談者が一定程度いるのではないかと感じている。

- B委員

何年も委員をしていると、寄せられた相談に対するつなぎ先は概ねイメージできるようになるが、委嘱されたばかりの委員では対応が難しいと思われる。

- E委員

タブレットの操作などは若い人の方が慣れていると思われるので、システムを上手に使い、困りごとの内容に応じ相談者を円滑に支援機関につなぐことができるかもしれないし、委員の就任をお願いする場合においても、こういうシステムがあるから委員をやってみませんかと声をかけやすくなる側面があるように感じる。

- B委員

市役所の窓口まで行って何かを相談するのはハードルが高いという人がいる。そこまでしなくてもちょっと話を聞くことができる人、それが民生委員であり、自身の経験やシステムを活用することで、年齢に関わらず、相談者に寄り添う地域住民にとって身近な存在となれるのではないかと感じている。

以上の審議を経て、資料2-3の内容を、次期一斉改選以後の旭川市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針とすることが決定された。

5 その他	<ul style="list-style-type: none"> ● A委員 今後の本専門分科会及び一斉改選の見通しについて確認したい。 ※ 各委員に令和6年度第1回 民生委員審査専門分科会で使用した『資料1』が配付され、事務局（地域福祉係主査）より、同資料に基づき今後のおおまかなスケジュールについて説明した。 ● 事務局（福祉保険部次長） 本専門分科会としては、令和7年9月頃に地域から推薦された民生委員候補者について審査を行うこととなる。審査を経た候補者については、市から国に対し推薦を行い、令和7年12月1日付けで厚生労働大臣からの委嘱を受けることとなる。 <p>最後に、事務局（地域福祉係主査）から、本日の会議記録について、事務局が案を作成し後日専門分科会長及びC委員に確認を求めること、両名による確認後会議記録を確定し、公表することについて説明を行った。</p>
6 閉 会	